

特別養護老人ホーム第二梨ノ木園

指定短期入所生活介護サービス重要事項説明書
指定介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。

(三重県指定 第2471200101号)

社会福祉法人伊賀市社会事業協会

当施設は、利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 施設経営法人	2
2. 利用施設	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 契約の終了について	7
7. 非常災害、感染症対策について	8
8. 苦情の受付について	8
9. 事故発生防止について	9
10. 事故発生防止について	9
付属文書	10

*当施設の利用は、原則として要介護（要支援）認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人伊賀市社会事業協会
(2) 代表者氏名 理事長 藪 内 勝
(3) 法人所在地 三重県伊賀市朝屋 7 3 9 番地の 2
(4) 電話番号 0 5 9 5 - 2 1 - 5 5 4 5
(5) 設立年月日 昭和 2 3 年 9 月 1 6 日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成 1 2 年 3 月 3 1 日 指定三重県第 2 4 7 1 2 0 0 1 0 1 号
指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成 1 8 年 3 月 3 1 日 指定三重県第 2 4 7 1 2 0 0 1 0 1 号
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練などを行なうことにより、利用者の心身機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園
- (4) 施設の住所 三重県伊賀市朝屋 7 3 1 番地
- (5) 電話番号 0 5 9 5 - 2 4 - 3 0 3 0
- (6) 施設長氏名 大 窪 毅
- (7) 施設の運営方針 ①人間としての尊厳を大切に
②やさしく、温かく、親切的な介護
③安全、安心、快適な生活
④福祉文化の創造
⑤地域に開き、地域とともに
- (8) 開設年月日 昭和 5 6 年 4 月 1 日
- (9) 入所定員 2 0 名 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を合わせて)
- (10) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- (11) 建物の延べ床面積 1,775.8㎡
- (12) 併設事業
○介護老人福祉施設 定員 5 0 名
平成 1 2 年 3 月 3 1 日 三重県指定第 2 4 7 1 2 0 0 1 0 1 号
○通所介護 定員 2 5 名

平成12年3月31日 三重県指定第2471200184号

○伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業

- ・通所型サービス（現行相当サービス） 通所介護含み25名

平成28年10月1日 三重県指定第2471200184号

- ・通所型サービス（緩和サービス）

平成28年11月1日 伊賀市指定第24A1200302号

○居宅介護支援

平成12年3月31日 三重県指定第2471200077号

○通所リハビリテーション 定員10名

平成21年8月1日 三重県指定第2471200721号

○訪問介護

平成18年9月1日 三重県指定第2471200549号

○伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業

- ・訪問型サービス（現行相当サービス）

平成28年10月1日 三重県指定第2471200184号

- ・訪問型サービス（緩和サービス）

平成28年11月1日 伊賀市指定第24A1200286号

○盲養護老人ホーム 定員50名

昭和46年7月1日 開設

○特定施設入居者生活介護

平成19年4月1日 三重県指定第2471200580号

○身体障害者支援施設 定員20名

平成13年5月15日 三重県指定第2411200187号

○特定相談支援

平成26年4月1日 三重県指定第2431200563号

○障害児相談支援

平成28年4月1日 伊賀市指定第2471200077号

（13）施設の周辺環境

伊賀市街を指呼の間に臨む緑豊かな丘陵地にあります。騒音もなく、日当たり良好です。名阪国道、JR、近鉄等、交通アクセスも比較的便利です。

3. 居室等の概要

以下の居室、設備をご用意しています。特に居室の種類に希望がある場合は、その旨お申

し出ください。但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に添えない場合があります。

(老人福祉施設の入所定員 50 名を含みます)

居室、設備の種類		室数	備考
居室合計		25 室	介護老人福祉施設の居室含む
居室	1 人部屋	8 室	従来型個室に該当する 1 人部屋は 2 室
	2 人部屋	3 室	
	4 人部屋	14 室	
食 堂		2 室	
浴 室		3 室	一般浴室（2 基・リフト付） 個浴（1 基・リフト付） 機械浴室（2 基・特殊機械浴槽）
理髪室		1 室	
医務室		1 室	

4. 職員の配置状況

(1) 職員の配置状況（介護老人福祉施設入所定員 50 名を含む）

職員配置は、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	配置基準	業務内容
施設長	1 名	1 名	全ての業務を統括します。
事務員	2 名		利用料請求、預り金の出納を含む事務処理を行ない ます。
介護職員	24 名 以上	24 名	日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談、助言 を行ないます。
看護職員	3 名以上	3 名	主に利用者の健康管理やリハビリを行ないますが、 日常生活上の介護、介助等も行ないます。 夜間も連絡のとれる体制をとり、必要に応じ出動し ます
機能訓練 指導員	1 名	1 名	日常生活における必要な機能訓練を行ないます。
生活相談員	1 名	1 名	日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行ない ます。
介護支援 専門員	1 名	1 名	利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成し ます。

管理栄養士	1 名	1 名	給食献立の立案及び、お一人おひとりの栄養管理を行ないます。
栄養士 調理員	6 名		献立に基づき、調理業務を行ないます。
医 師	1 名	1 名	利用者の健康管理及び、療養上の指導を行ないます。嘱託医師を 1 名配置しています。

＊職員数は、上記の配置人数を下回らないものとします。

（２）職員の勤務体制

職 種	勤務体制（標準的な時間帯における配置人員）		
医 師	毎週水曜日 12時30分～13時25分		
介護職員 介護支援専門員	早出	7時～16時	4名
	早出	7時30分～16時30分	1名
	日勤	9時30分～18時30分	6名
	夜勤	17時～翌10時	3名
看護職員	早出	8時30分～17時30分	1名
	日勤	9時30分～18時30分	1名

＊上記の他、夜間帯に管理宿直者 1 名配置しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

ご利用者に対し以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付となるサービス

以下のサービスについては利用料金の法令等で定められた負担割合分をご負担いただきます。

＜サービスの概要＞

① 食事介助と栄養管理

- ・管理栄養士が、ご利用者の身体の状態に応じた献立を作成します。また、栄養並びに嗜好を考慮した献立を作成します。
- ・ご利用者の自立支援の為、離床して食事を摂っていただく事を原則としています。

（食事時間）朝食：8時より 昼食：12時より 夕食：17時30分より

※食費に関する費用（食材料費、調理にかかる費用等）は、原則、ご利用者の負担です。

② 入浴

- ・入浴又は、清拭を週2回以上行ないます。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴する事ができます。

② 排せつ

- ・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

③ 機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を予防するための訓練を実施します。音楽療法も実施します。

④ 健康管理

- ・医師や看護職員等、専門職員が健康管理を行ないます。
- ・夜間、看護職員は勤務しておりませんが、夜勤者は担当看護職員と連絡を取り、ご利用者の状態に応じて出勤できる体制を取っています。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止、褥瘡発生防止の為、できる限り離床に努めます。
- ・清潔で快適な生活を送り、適切な整容が行なわれるよう努めます。

<サービスの利用料金>

(1) 通常の利用料金は、【別紙1】の料金表のとおりです。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

原則として、全額が利用者負担となります。

利用料金： 朝食 310円 昼食 730円 夕食 520円

ただし、介護保険負担限度額認定証を交付されている方

利用料金： 朝食 290円 昼食 685円 夕食 470円

②滞在費

原則として、全額が利用者自己負担となります。

利用料金： 1日あたり 多床室 915円、従来型個室 1,231円

③特別な食事（①以外の食事、酒類を含む）

利用者の希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金： 実費

④理髪

理容師による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金： 実費

⑤家電製品の持ち込み

利用者の希望により、テレビ等家電製品を持込みすることができます。ただし、居室に設置可能な範囲とします。

テレビ電気使用料 1日 40円 (上限 月1,000円)

電気毛布等熱電源類電気使用料 1日 20円 (上限 月500円)

※1か月の合計金額の上限は、1,000円とします。

⑥レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。ただし、行事内容については変更する場合があります。

⑦複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

利用料金： 1枚あたり 10円

⑧テレビカード代

利用料金： 1枚あたり(10時間対応) 1,000円

⑨その他日常生活上必要となる諸経費

実費(ただし、おむつ代は負担の必要はございません。)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び(2)①、②、⑤の料金・費用は、1か月ごとに月末締めで計算し、翌月10日ごろに請求させていただきますので、25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。他の料金は、利用時に随時お支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 当施設指定口座への振込み

銀行名 百五銀行上野支店

口座番号 普通預金 150170

口座名義 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 い が し 伊賀市社会事業協会 り じ ち ょ う 理事長 やぶうち まさる 藪内 勝

ウ. 指定銀行口座からの自動引き落とし

※利用月翌月の27日に引き落とし(金融機関が休日の場合は、翌営業日)

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定期間の前に、利用者の都合により短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更をすることができます。サービスの実施日前までに事業者申し出てください。

②サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を利用者に提示して協議します。

③利用者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

医療機関一覧表

医療機関名	梨ノ木診療所
所在地	三重県伊賀市朝屋 2284 番地
診療科目	内科、整形外科
医療機関名	岡波総合病院
所在地	三重県伊賀市上之庄 2711 番地の 1
診療科目	内科、外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、 心臓血管外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、循環器科、 放射線科、婦人科、耳鼻咽喉科、麻酔科、小児科、糖尿専門外来 等
医療機関名	伊賀市立上野総合市民病院
所在地	三重県伊賀市四十九町 831 番地
診療科目	内科、循環器内科、外科、整形外科、婦人科、小児科、 麻酔科、救急科、放射線科、泌尿器科等
医療機関名	清水眼科
所在地	三重県伊賀市上野農人町 438 番地の 3
診療科目	眼科
医療機関名	おかむら歯科医院
所在地	三重県伊賀市西明寺字有井 697 番地の 1
診療科目	歯科

(6) 夜間看護体制について

看護師は、夜間勤務をしておりませんが、いつでも連絡のとれる体制を確保し、夜勤者に適切な助言を行ないます。利用者の状況によっては、主治医と連絡を取り、直ちに出動し、必要な処置を行ないます。

6. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約の締結日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了までですが、要介護認定又は要支援認定が更新され、契約期間満了の2日前までに、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同条件で更新され、以降も同様となります。

契約期間は、継続してサービスを利用する事が出来ませんが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了します。

- ① 要介護認定及び要支援認定により、利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ② 事業者が解散、破産した場合又は、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者へのサービス提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合。
- ⑤ 利用者から契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下を参照ください。）
- ⑥ 事業者から契約解除の申し出を行なった場合。（詳細は以下を参照ください。）

（1）利用者からの契約解除の申し出（中途契約、契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設へ利用契約の解約を申し出る事が出来ます。その場合には、契約の終了を希望する7日前までに申し出て下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解除する事が出来ます。

- ① 利用料の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業者若しくは、サービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者若しくは、サービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者若しくは、サービス従事者が、故意又は、過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ若しくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷つけた時、若しくは傷つける恐れがある時に、事業者が適切な対応を取らない場合

（2）事業所からの申し出により退園していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退園していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、サービスの利用料金の支払いを3か月以上遅延し、催告にも関わらず支払

われない場合

- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又は従業者、若しくは他の利用者等の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者又は利用者の家族等からの職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為やセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である場合

7. 事故発生時の対応について

事業者は、事故の発生・拡大を防止するため、次の各号にあげる必要な措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応方法を定めた事故発生防止のための指針の整備。
- (2) 事故発生防止のための委員会を設置し、定期的に開催します。また、その内容については職員に周知します。
- (3) 事故発生の防止および発生時の対応に関する措置を適切に実施するための担当者を配置しています。 【担当者：生活相談員 松山敏明】
- (4) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に(ヒヤリハット)、その件について報告し、事故分析、改善内容を職員間で共有します。
- (5) 事故が発生した場合は速やかに利用者のご家族、市町村、その他関連機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (6) 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者の故意、又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

8. 非常災害対策

共同防火管理協議会において、非常災害に関する具体的計画を別に作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を実施します。また、訓練の実施にあたり、地域の消防団や住民との連携に努めます。

9. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します

- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行ないます

10. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置

【虐待防止に関する担当者：副園長 藤田修司】

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行ないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、利用者またはご家族等に説明し同意を得た上で必要最小限の範囲内で行なう場合があります。その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録します。

12. 感染症予防、まん延防止の対策について

事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 苦情の受付について

当施設に対する苦情は、面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

（１）当施設における苦情の受付

苦情や相談は、以下の苦情受付担当者でお受けします。

- ・ 苦情受付担当者 主任介護員 横山 雄紀
- ・ 苦情解決責任者 園長 大窪 毅
- ・ 苦情受付時間 午前９時３０分～午後６時３０分
- ・ その他 １階玄関に苦情受付箱を設置しています。

（２）第三者委員

地域にお住まいの３名の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当施設への苦情やご意見について、第三者委員に相談することができます。

《第三者委員》

名 前	連絡先電話番号
竹 内 佐千子	0595-37-0939
塚 本 初 子	0595-21-3991
石 山 淑 子	0595-21-2766

（３）行政機関その他苦情受付機関

伊賀市介護高齢福祉課	所在地 電話番号 受付時間	三重県伊賀市四十九町 3184 番地 0595-26-3939 午前8時30分～午後5時15分
三重県国民健康保険 団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地三重県自治会館内 059-222-4165 059-222-4166 午前9時～午後5時
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間 e-mail	三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地 059-224-8111 午前9時～午後5時 ansin@miewel.or.jp

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は「介護予防居宅サービス計画」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。

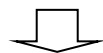
①施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）及び介護員、看護職員は、「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」のために必要な調査等の業務を担当します。



②担当者は、「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」の原案について、利用者又は家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」は、12 か月に 1 回又は必要に応じカンファレンス会議を開き、変更の必要があるかどうかを確認します。又、利用者及びその家族より計画の変更を求められた場合も同様です。



④「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、サービス提供にあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態をみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者から聴取、確認のうえサービスを実施します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、3年間保管します。利用者あるいは代理人が請求した場合には閲覧に応じ、又は複写物を交付します。
- ④ 利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。別紙「第二梨ノ木園身体拘束廃止規程」を参照して下さい。

- ⑤ 利用者へのサービス提供時（送迎を含む）において、利用者に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等必要な処置を講じます。
 - ⑥ 利用者に係る他の居宅サービス事業者との連携を図るため、利用者等の同意を得たうえでそれらの個人情報を用いる場合があります。
 - ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は守秘義務を有し、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族に関する個人情報を正当な理由無く第三者に漏らしません。その守秘義務はサービス提供の契約終了後及びサービス従事者又は従業員が退職後も同様とします。
- なお、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の使用に係る同意書」をご確認下さい。

3. サービス提供における利用者の義務

当施設の利用にあたって、施設に入園されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

① 利用時の健康チェックについて

共同生活の場として、利用者の健康チェックをさせていただきます。状態により必要があれば感染症の有無等を含む健康診断書を提出していただきます。

② 持ち込み制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込まないでください。

洗面具、衣類、タオル、バスタオル、毛布、タオルケット、上履き、時計、ラジオ
上記以外の物品の持ち込みについては、ご相談ください。

③ 面会

面会時間 午前9時30分～午後6時30分

来訪者は、必ずその都度受付窓口にお申し出下さい。なお、風邪等の感染の恐れのある方の面会及び食中毒防止のため、生もの（活魚、にぎり寿司、生菓子等）の持ち込みはご遠慮ください。

④ 外出

外出される場合は、事前にお申し出ください。

⑤ 食事

食事が不必要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までにお申し出があった場合、食費の負担はありません。

⑥ 施設・設備の使用上の注意

居室及び共用設備、敷地はその本来の用途に従って利用してください。故意又はわず

かな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり汚したりした場合は、利用者の自己負担で原状に復していただくか、相当額をお支払いいただく場合があります。

利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をします。

当施設、敷地内において、宗教活動、政治活動、営利活動等を行なうことはできません。

⑦ 煙草

当施設では、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

令和 年 月 日

住 所：三重県伊賀市朝屋731番地
名 称：社会福祉法人伊賀市社会事業協会
特別養護老人ホーム第二梨ノ木園
代表者：園長 大 窪 毅

説明者： _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所： _____

氏名： _____ (印)

契約代理人

住所： _____

氏名： _____ (印)

利用者との続柄： _____

<利用者欄を契約代理人が代筆した場合その理由>

☐ 利用者は、高齢等により自筆できないため

☐ その他（ ）